

経済産業省令第 号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第七条第二項、第十二条、第十四条第一項、第十五条及び第十六条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のとおり定める。

平成二十二年 月 日

経済産業大臣 直嶋 正行

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「貸借対照表、損益計算書及び事業報告書」を「会社法第四百三十五条第二項又は第六百十七条第二項に規定する書類その他これらに類する書類」に改める。

第一条第八項中「若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利」を「（土地の上に存する権利を含む。）又は建物及びその附属設備（当該建物と一体として利用されると認められるものに限る。）若しくは構築物（建物と同一視しうるものに限る。）」に改め、同条第九項第六号イ中「者をいう。以下同じ。」を

「者をいう。以下この号において同じ。」に改め、同条第十項中「が他の会社」の下に「（外国会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第二号に規定する外国会社をいう。以下同じ。）を含む。）」を加え、同条第十一項中「大法人等」を「大会社」に、「法人」を「会社」に改め、同条第十二項第二号イ中「資産（以下」を「資産（イにおいて」に、「百分の七十以上である会社（以下」を「百分の七十以上である会社（第六条第二項において」に、「百分の七十五以上である会社（以下」を「百分の七十五以上である会社（同項において」に改め、同号口中「不動産」の下に「（不動産の一部分につき現に自ら使用していない場合には、当該一部分に限る。）」を加え、同号ホ中「及び預貯金」を「、預貯金その他これらに類する資産」に、「及び未収金」を「、未収金その他これらに類する資産」に改め、同項第三号中「給与（」の下に「債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。第九条第二項第二十一号において同じ。）のうち」を加え、「給与に限る。」を「もの」に改める。

第三条第二項第二号中「（平成十七年法律第八十六号）」を削り、同項第九号中「のすべての」を「と、その」に、「を明らかにする」を「全員との関係を明らかにするすべての」に改める。

第六条第一項第七号八を次のように改める。

八 贈与認定申請基準事業年度（当該贈与の日の属する事業年度の直前の事業年度及び当該贈与の日の属する事業年度から贈与認定申請基準日（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。以下同じ。）の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも資産運用型会社に該当しないこと。

(1) 当該贈与の日が一月一日から十月十五日までのいずれかの日である場合（3）に規定する場合を除く。） 当該十月十五日

(2) 当該贈与の日が十月十六日から十二月三十一日までのいずれかの日である場合 当該贈与の日
(3) 当該贈与の日の属する年の五月十五日前に当該中小企業者の経営承継受贈者（ト）に規定する経営承継受贈者をいう。）又は経営承継贈与者（当該経営承継受贈者に係る贈与者をいう。）の相続

が開始した場合 当該相続の開始の日の翌日から五月を経過する日

第六条第一項第七号ホ中「一人以上」の下に「（当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該中小企業者又は当該中小企業者との間に支配関係（中小企業者が他の法人の発行済株式又は持分（当該他の法人の自己の株式又は持分を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は持

分を直接又は間接に有する場合における当該中小企業者と当該他の法人との関係をいう。以下同じ。)がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。)にあつては五人以上)を加え、同号へ中「大法人等」を「大会社」に改め、同号ト1中「時以後」を「時」に改め、同号ト4及び6中「時」を「直前」に改め、同号ト8中「時以後」を「時」に改め、同項第八号中「日から」を「日の翌日から」に、「株式等に係る相続税」を「株式等(次条第三項に規定する申請書を提出する時において、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていないものを除く。)に係る相続税」に改め、同号亦中「一人以上」の下に「(当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合(当該中小企業者又は当該中小企業者との間に支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。)にあつては五人以上)」を加え、同号へ中「大法人等」を「大会社」に改め、同号ト1中「時以後」を「時」に改め、同号ト3中「の時」を「の直前」に改め、同号ト3(中「)の下に「及び5)」を加え、同号ト3(中「、当該相続」を「、当該代表者の被相続人の相続」に改め、同号ト5を次のように改める。

(5) 当該相続の開始の直前において、当該代表者の被相続人が第十六条第一項の確認を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特定代表者であること(次に掲げるいずれかに該当するときを除く。)

() ()
(3) (3)
() ()
又は () のいずれかに該当するとき。

(3) に該当する場合であつて、当該代表者の被相続人が特定後継者であつたとき。
同条第三項の表中及び第五項中「日から」を「日の翌日から」に改める。

第七条第二項第八号を次のように改める。

八 次に掲げる誓約書

イ 当該贈与の時に、当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合であつて当該中小企業者又は当該中小企業者との間に支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、当該有しない旨の誓約書

ロ 当該贈与の時から当該贈与に係る贈与認定申請基準日までの間に、当該中小企業者の特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

第七条第二項第九号中「の親族」を「及びその親族」に改め、「当該中小企業者の」の下に「経営承継贈与者からの贈与の時に、当該中小企業者が前条第二項各号に掲げるいずれにも該当するときは、当該中小企業者の」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第三項第八号を次のように改める。

八 次に掲げる誓約書

イ 当該相続の開始の時に、当該中小企業者の特別子会社が外国会社に該当する場合であつて当該中小企業者又は当該中小企業者との間に支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、当該有しない旨の誓約書

ロ 当該相続の開始の時から当該相続に係る相続認定申請基準日までの間において、当該中小企業者の特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

第七条第三項第九号中「直前」を「時」に、「の親族」を「及びその親族」に改め、「当該中小企業者の」の下に「経営承継相続人の被相続人の相続の開始の時に、当該中小企業者が前条第二項各号に掲げるいずれにも該当するときは、当該中小企業者の」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第九条第一項に次の一号を加える。

四 当該認定中小企業者から第五項の申請があつたこと。

第九条第二項に次の一号を加える。

二十三 当該特別贈与認定中小企業者から第五項の申請があつたこと。

第九条第三項に次の一号を加える。

二十一 当該特別相続認定中小企業者から第五項の申請があつたこと。

第九条に次の一項を加える。

5 認定中小企業者、特別贈与認定中小企業者又は特別相続認定中小企業者が法第十二条第一項の認定の取消しを受けようとするときは、様式第十の二による申請書に、当該申請書の写し一通を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。

第十二条第十一項中「」から「」を「」の翌日から「」に改める。

第十三条第一項中「」において同じ。「」の下に「及び第七条第二項に規定する申請書を提出している中小企業者」を、「」は、当該特別贈与認定中小企業者等」の下に「（同項に規定する申請書を提出しようとしている中小企業者を含む。「」を加え、「（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該経営承継贈与者の相続が開始した場合を除く。「」を削り、同項第六号中「一人以上」の下に「（当該特別贈与認定中小企業者等の特別子会社が外国会社に該当する場合（当該特別贈与認定中小企業者等又は当該特別贈与認定中小企業者等との間に支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有する場合に限る。「）にあつ

ては五人以上）」を加え、同項第七号中「大法人等」を「大会社」に改め、同条第二項中「日から」を「日の翌日から」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 次に掲げる誓約書

イ 当該相続の開始において、当該特別贈与認定中小企業者等の特別子会社が外国会社に該当する場合であつて当該特別贈与認定中小企業者等又は当該特別贈与認定中小企業者等との間に支配関係がある法人が当該特別子会社の株式又は持分を有しないときは、当該有しない旨の誓約書

ロ 当該相続の開始の時に、当該特別贈与認定中小企業者等の特別子会社が上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

第十三条第二項第八号中「直前」を「時」に、「の親族」を「及びその親族」に改め、「（当該特別贈与認定中小企業者等）」の下に「が第六条第二項に規定する中小企業者に該当する場合にあつては、当該特別贈与認定中小企業者等」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第十六条第二項第五号中「の親族（）」を「及びその親族（）」に改める。

附則中「選択特定受贈同族株式等」を「選択特定受贈同族会社株式等」に改める。